

職員の給与の男女の差異の公表を行わない理由

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 21 条に基づく、地方公共団体における職員の給与の男女の差異の算出及び公表を行わない理由は下記のとおりです。

記

女性職員がいないため

令和 5 年 6 月 3 0 日

北設広域事務組合管理者 土屋 浩